

# 東北地方太平洋沖地震に伴う岩手労働局の対応と特別対策 について

東北地方太平洋沖地震に伴う下記の対応と特別対策を岩手労働局及び県内の労働基準監督署、ハローワークにおいて実施しております。

## ◆個人の方（従業員、被災された方、訓練を受講されている方、学生の方）

### 【労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口】

- ・3月14日から、岩手労働局及び県内の労働基準監督署、ハローワークに「特別労働相談窓口」を設置し、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償、被災者の方々の仕事に関する相談にお応えしています。また、被災前の住居地以外での就職や社宅・寮付きの仕事を希望される方の相談にも応じています。

（問合せ先）労働局及び最寄りの労働基準監督署、ハローワーク

### 【災害による事業の休止などでお困りの方】

- ・事業所が災害を受けたことにより、事業を休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けとれない状態にある方は、実際に離職していなくても失業給付を受給できます。
- ・災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

（問合せ先）最寄りのハローワーク

### 【採用内定取消しなどへの対応】 ※労働者向け

- 「学生等震災特別相談窓口」の設置（平成23年3月28日）
  - ・盛岡新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」を設置し、新卒者等の採用内定取消し、入職時期の繰下げ等の問題に対応し、就職支援に取り組みます。
  - また、他のハローワークでも、「震災特別相談窓口」において相談を受け付けます。
- 事業主に対する指導の実施
  - ・採用内定取消し等について、迅速かつ的確に情報を把握し、その回避・撤回について事業主に対して強く指導します。
- 採用内定取消しが生じた場合の就職支援
  - ・やむを得ず学生・生徒が採用内定取消しを受けた場合は、あらゆる支援策を活用して早期の就職が実現できるよう、就職先が決まるまで、全力を挙げて支援します。

（問合せ先）盛岡新卒応援ハローワーク及び最寄りのハローワーク

#### 【雇用保険失業給付を受給中の方】

- ・失業給付を受給されている方が、災害のためやむを得ず認定日にハローワークに来られないときは、電話などでご相談いただければ、認定日を変更できます。
- ・交通の途絶や遠隔地への避難などにより居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、来所可能なハローワークで受給手続きをすることができます。  
(問合せ先) 最寄りのハローワーク

#### 【公共職業訓練の特例措置】

- ・被災により訓練を受けられない場合に、被災前にあらかじめ決められた訓練時間の8割を終了しているときは、訓練を修了したと取り扱われることがあります。  
詳しくは、それぞれの訓練機関にお問い合わせ下さい。
- ・雇用保険を受給している公共職業訓練の受講者が、被災による訓練の中断、休講等により訓練を受けられない場合は、基本手当等を支給されることがあります。
- ・被災により訓練中止や受講不能となった場合に、1年を経過せずとも次の訓練を受講できます。  
(問合せ先) 最寄りのハローワーク

#### 【未払賃金立替払制度】

- ・地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた方々の未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化などを行い、迅速な処理を行うようにします。  
(問合せ先) 最寄りの労働基準監督署

#### 【労災保険給付】

- ・労災診療や休業補償の請求にあたって、事業主や病院などの証明が困難な場合は、証明がなくても請求することができます。  
また、労災診療の手続については、任意の様式によっても行うことができます。  
なお、今回の地震に伴う疾病の業務上外などの考え方については、災害事例を用いてお示ししています。  
(問合せ先) 労働局若しくは最寄りの労働基準監督署

#### 【健康相談】

- ・全国の産業保健推進センターで、被災地域の事業者、労働者及びその家族などを対象に、メンタルヘルスを含む健康問題について電話での相談を実施しています。  
(問合せ先) 産業保健推進センター

## ◆ 企業・法人の方

### 【労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口】

・3月14日から、岩手労働局及び県内の労働基準監督署、ハローワークに「特別労働相談窓口」を設置し、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償、被災者の方々の仕事に関する相談にお応えしています。

また、被災前の住居地以外での就職や社宅・寮付きの仕事を希望される方の相談にも応じています。

(問合せ先) 労働局及び最寄りの労働基準監督署、ハローワーク

### 【災害を受けて事業の休業などを行わざるを得ない場合】

#### ○労働基準法等に関するQ & A

・地震に伴う休業に関する取扱いについてQ & Aをまとめました。

(問合せ先) 最寄りの労働基準監督署

#### ○雇用調整助成金の支給の特例

・震災に伴う経済上の理由により事業活動の縮小に伴い、休業などを実施する事業主に対して、雇用調整助成金の特例措置を実施しています。

※雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員を一時的に休業などさせた場合、休業手当相当額の一部(中小企業で原則8割)を助成する制度です。

(問合せ先) 最寄りのハローワーク

#### ○雇用保険失業給付の特例措置

・事業所が災害を受け、事業を休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けとれない状態にある方は、実際に離職していなくても失業給付が受給できます。

・災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

(問合せ先) 最寄りのハローワーク

### 【採用内定取消しなどへの対応】 ※事業者向け

#### ○「学生等震災特別相談窓口」の設置(平成23年3月28日)

・盛岡新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」を設置し、新卒者等の採用内定取消し、入職時期の繰下げ等の問題に対応し、就職支援に取り組みます。

また、他のハローワークでも、「震災特別相談窓口」において相談を受け付けます。

#### ○内定取消し回避に向けた助言・指導

・内定取消しを回避する方法がないか様々な方法を提案・助言いたします。

新規学卒者の雇用の安定にご理解、ご協力をお願いいたします。

#### ○採用内定取消しが生じた場合の就職支援

・やむを得ず学生・生徒が採用内定取消しを受けた場合は、あらゆる支援策を活用して早期の就職が実現できるよう、就職先が決まるまで、全力を挙げて支援します。

(問合せ先) 盛岡新卒応援ハローワーク及び最寄りのハローワーク

#### 【各種助成金の支給申請】

- ・ハローワークなどに行くことができず、期限内に各種助成金の支給申請ができない場合であっても、後日、理由を添えていただければ、申請することができます。  
(問合せ先) 最寄りのハローワーク

#### 【労働保険料の納付期限延長・猶予】

- ・労働保険料の納付期限の延長・猶予を行います。  
新たな納付期限は、後日お知らせします。  
(問合せ先) 労働局若しくは最寄りの労働基準監督署

### ◆訓練機関の方

#### 【公共職業訓練（委託訓練）】

- ・被災により訓練を受けられない場合に、被災前にあらかじめ決められた訓練時間の8割を終了しているときは、訓練を修了したものと取り扱うことができます。
- ・若干の補講などによって、訓練の修了が見込まれる場合、訓練期間を延長することができます。
- ・委託訓練の委託費について、被災により、訓練継続が困難な場合、既に訓練に要した経費を日割計算で支給します。

(問合せ先) (独) 雇用・能力開発機構岩手センター

花巻事務所 花巻市天下田 69-1 電話 0198-23-5648

盛岡事務所 盛岡市大通 3-3-10 (七十七日生盛岡ビル 5階)

電話 019-625-5101

#### 【基金訓練】

- ・被災により訓練を受けられない場合に、被災前にあらかじめ決められた訓練時間の8割を終了しているときは、訓練を修了したものと取り扱うことができます。
- ・被災により施設、設備、講師等に支障が生じて中断している場合、訓練修了のため補講などを行うことができます。
- ・訓練機関に対する訓練奨励金について、被災により、訓練継続が困難な場合、既に訓練を実施した期間については支給します。

(問合せ先) (独) 雇用・能力開発機構岩手センター

花巻事務所 花巻市天下田 69-1 電話 0198-23-5648

盛岡事務所 盛岡市大通 3-3-10 (七十七日生盛岡ビル 5階)

電話 019-625-5101